

子ども子育て審議会 専門部会報告（保育所入所選考基準）

保育所入所選考基準については、利用者アンケート結果を踏まえながら、専門部会において議論を重ね、下記のとおり検討結果を得たので報告する。

記

1 アンケート調査の実施

保育所を利用していない保護者の意見を聴くため、認証保育所及び地域型保育事業を利用する子どもの保護者に対し、アンケート形式の調査が実施された。

調査は2回実施し、第1回調査は446名を調査対象として80件の回答があり、第2回調査は435名を調査対象として105件の回答があった。

2 専門部会における検討

平成27年度4回専門部会（平成27年7月31日開催）より具体的な検討が開始され、平成27年度第7回専門部会までの計4回、審議がなされた。

平成27年度より始まった子ども・子育て支援新制度における主旨と、多様化する家庭状況や勤務形態に見合った入所選考基準となっているか、過去の審議会における議論、1のアンケートにおいて寄せられた意見及び子ども子育て審議会にて提示された課題等を踏まえ検討を行った。

3 検討結果

検討の結果、入所選考基準の改定にあたっては以下のとおり提案する。

（1）基本指数

① 出産の取り扱い

新制度では、出産要件は保育必要量を保育標準時間認定とするとされ、長時間保育の利用が必要と想定されている。このことから、就労等と同様に、保育の必要性は高いものと思われ、他の事由との均衡を図るため、35点から最高指数である50点に変更する。

また、第4優先項目についても調整する。

② 就学・職業訓練等の指数について

就学等により拘束されることは就労者と同様であり、指数も同様に見るべきとの保護者意見及び要望があり、他市でも、就労の指数に準じて、拘束日数及び時間数により指数の設定がなされている例があることから、就学等に要する日数及び時間数を考慮することを検討した。

職業訓練等は受講日数及び時間数があらかじめ定められている一方、その他の学校等では保育所等の利用申請時点でカリキュラムが定まっていない場合や、自身の選択により期別で受講状況が変わるなど実態や実績の把握が困難な場合があり、客観的に判断し難いなど運用面で新たな課題が生じるため、今回の改定では見直しを見送ることとする。

③ 若年保護者への配慮について

若年保護者の子どもについて優先入所の意見があったが、若年の定義、優先とする場合の条件及び運営方法の規定が難しいことや、現在の基準において、若年を含め虐待の疑いや養育困難家庭の場合でも子ども家庭支援センター等の意見書に基づき、別表の規定を適用し入所に配慮していることから、若年保護者について項目として設けることは見送る。

(2) 調整指数

① 産休明け又は育休明け予定者に対する指数適用について

産休明け又は育休明け予定者の場合、終了予定月に入所する場合のみ加点されていたが、終了予定月に限らず復職予定で入所する場合は加点する。また、育休対象児童に限り加点していたが、その子のきょうだいが入所する場合にも加点する運用とし、育児休業の活用推進及び円滑な復職を図る。

② 育児休業取得により退所した後の再入所について

育児休業取得により在園児が在園できる期間を超えて退園した場合の再入所に限り適用していたが、家庭における保育を選択する幅を広げるため、期間に限らず育休取得により退園した場合の再入所について適用することとする。

③ きょうだいが同一の保育所等の利用を希望する場合について

別々の保育所又は地域型保育事業に在籍しているきょうだいが、いずれかのきょうだいが在籍する同一の施設に転園を希望する場合、現在の基準より転園しやすくするため、全体のバランスを考慮し、加点を増やす。

④ 地域型保育事業所を利用する児童の卒園後の受入について

新制度における地域型保育事業の3歳児以降の保育の提供を確保するため、現行の優先項目を廃し、調整項目に新たな加点項目を設ける。

(3) 優先項目

① 多子世帯への配慮について

現行の調整指数における加点以上に配慮すべきとの意見があったが、きょうだいがいない児童の入所とのバランスを考慮し、指数同点時の配慮事項である優先項目において配慮することとする。

② 多胎児への配慮について

多胎児に対する配慮について、現行の優先項目において世帯内に保育を利用していない児童が複数いる状況での同時入所申請についての配慮項目があることから、これ以上の見直しは行わないこととする。

③ 育児休業制度がない自営業者への配慮について

育児により自主的に休業する自営業者について、外勤就労者と同様に配慮すべきとの

意見があったが、実態と異なる申出をしても実態及び実績の把握が困難であること、公平な適用判断の基準の設定が困難であることから、新たな項目は設けないこととする。

④ 育児休業の早期切上げ、育児休業取得中の認可外保育施設利用への対応について

入所基準のみの対応では全てに対応できるものではなく、今後の子育て環境の整備等と連動するものである。

入所基準においては、認可外保育施設利用児童と育児休業取得中の世帯の児童との間の差を生じないように調整する必要がある、現行において差が生じる可能性がある優先項目を見直すものとする。

⑤ 遠方の保育施設を利用する児童が市内保育所への入所を希望する際の配慮について

職場までの通勤時間に関する考慮と同様に、極めて個別的な事由であること、また、このことに配慮をすることで、遠方の認可外保育施設の利用を助長するおそれがあるため、適用しないものとした。

⑥ 障害児童への配慮について

現行基準において、すでに優先項目に位置づけられているため、これ以上の見直しは行わないこととした。

⑦ 慢性疾患を有する児童への配慮について

慢性疾患を有することを理由に優先的に入所させることについては、集団保育の範囲において与薬等の通常対応をしていることから、適用しないこととする。